

空家等対策の推進に関する特別措置法 の施行状況等について(詳細版)

<調査概要>

- ・方法: アンケート調査 ※国土交通省・総務省の連名調査 対象: 1,741市区町村
- ・時期: 令和元年12月 実施(調査時点: 令和元年10月1日)

空家等対策計画(法第6条関係)

- 計画策定済み市区町村の約95%が「管理不全空き家の発生予防」に関する記載を行っており、その記載は、空き家の流通・活用促進、事業者育成、相続・成年後見制度、住宅用地特例の解除に向けた取組など、多岐にわたる。
- 一方で、計画に記載しているものの、取組が十分に行えていない市区町村も存在。

■計画策定状況

	市区町村数
策定済	1,091 (62.7%)
未策定	650 (37.3%)

■管理不全空き家の発生予防に関する記載状況

	市区町村数
記載している	1,037 (95.1%)
記載していない	54 (4.9%)

■数値目標の設定状況

	市区町村数
設定している	221 (20.3%)

■重点地区の設定状況

	市区町村数
設定している	70 (6.4%)

<記載内容>

空き家の流通・活用促進



管理不全空き家の予備軍の実態把握やデータベース化



空き家の管理を行う事業者・NPO等の情報提供・育成・連携



相続に係る生前対策や成年後見制度等の活用促進



固定資産税等の住宅用地特例解除に向けた取組



■ : 計画に記載している
□ : 取組を実施している

法定協議会(法第7条関係)

市区町村の報告
に基づく件数

- 法定協議会は計画策定済み市区町村の2/3で設置されており、地域住民、建築士、弁護士、警察・消防・社会福祉士など、多様な専門家が参画している。
- 協議内容は多岐にわたり、市区町村における総合的な空き家対策の取組に寄与している。

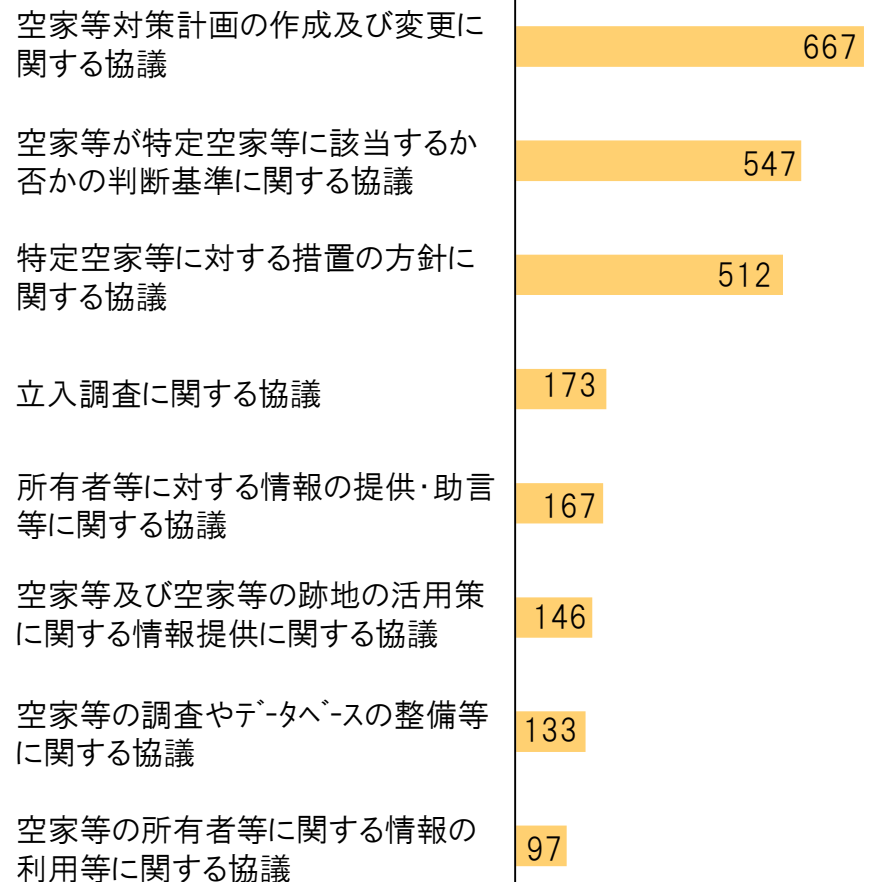
■ 計画策定状況

	市区町村数
策定済	1,091 (62.7%)
未策定	650 (37.3%)

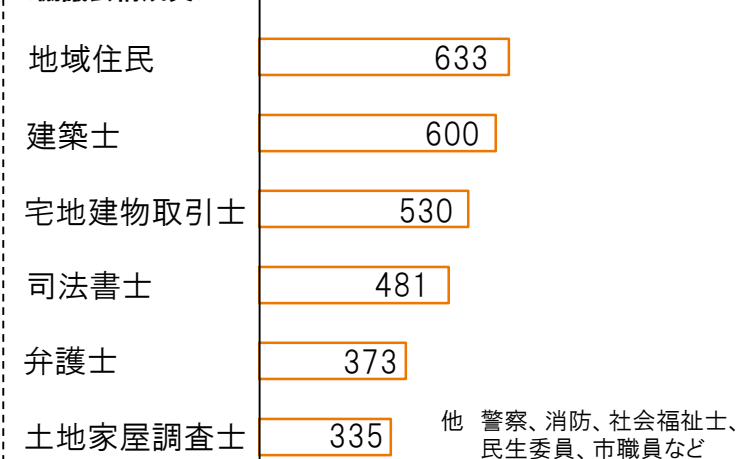
■ 協議会の設置状況

	市区町村数
法定協議会のみ	676 (62.0%)
法定及び法定外の協議会の両方	37 (3.4%)
法定外協議会のみ	185 (17.0%)
未設置	192 (17.6%)

< 法定協議会での具体的な役割 >



< 協議会構成員 >



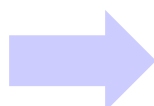
< 出典 > 令和元年12月実施の市町村あてアンケート調査結果より
(国土交通省・総務省連名)

空家等の所有者等の特定(法第10条関係)

- 市区町村が所有者特定事務を完了した件数は30.7万件、うち所有者等が特定された件数は26.4万件。
- 所有者特定の際に固定資産税情報を活用している市区町村が最も多く、法に基づく固定資産税情報の内部利用が進んでいる。

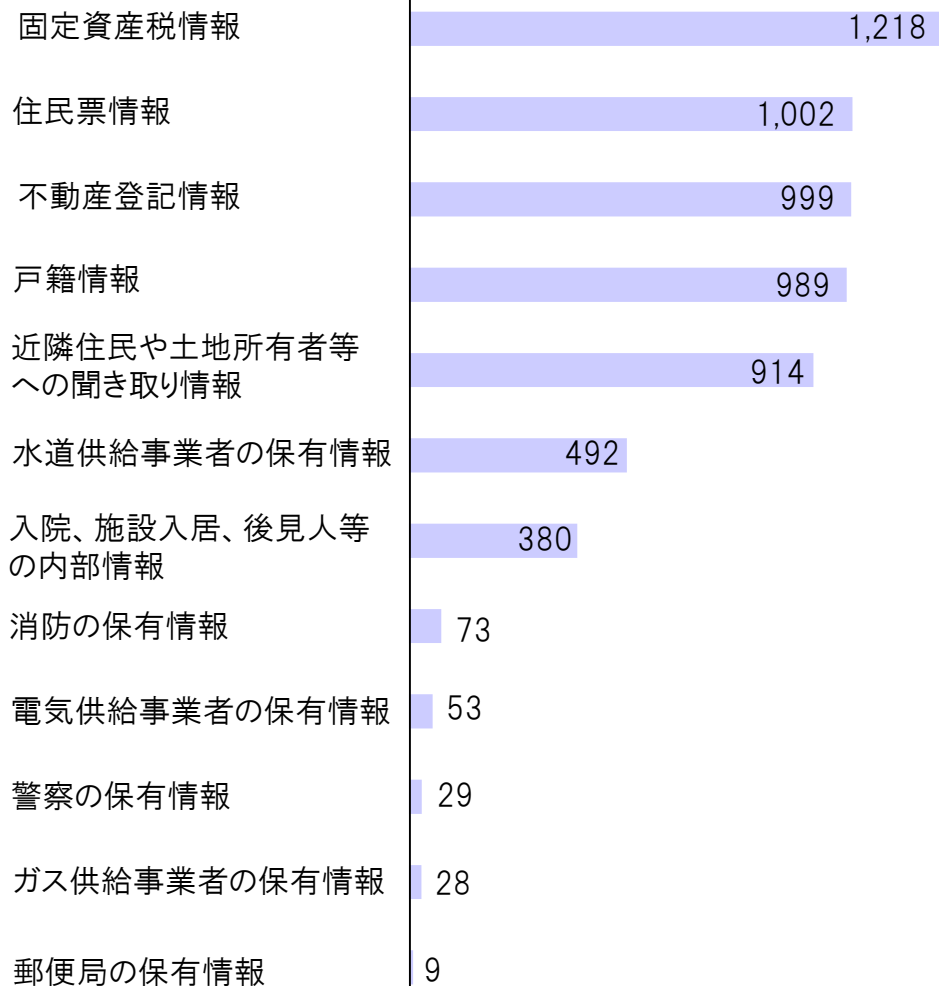
■所有者等を特定するために行う事務の実施状況

	件数
完了した件数	30.7万
うち、特定した件数	26.4万



<所有者等を特定するため利用したことのある情報>

※数値は市区町村数



■空き家の実態把握・所有者把握に関する取組

- ・管内の各地区に実態把握担当を配置している。
- ・空き家予備軍の居住実態等の把握を目的として、管内の新築後15年以上経過した戸建住宅等の所有者を対象に調査を実施した。
- ・登記情報の確認や相続人調査を目的とし、司法書士と協定を締結の上所有者の把握を行った。
- ・判明した所有者を対象に、空き家の活用等の意向について調査を行った。

<出典> 令和元年12月実施の市町村あてアンケート調査結果より
(国土交通省・総務省連名)

空家等の適正管理、活用等(法第12条・法第13条関係)

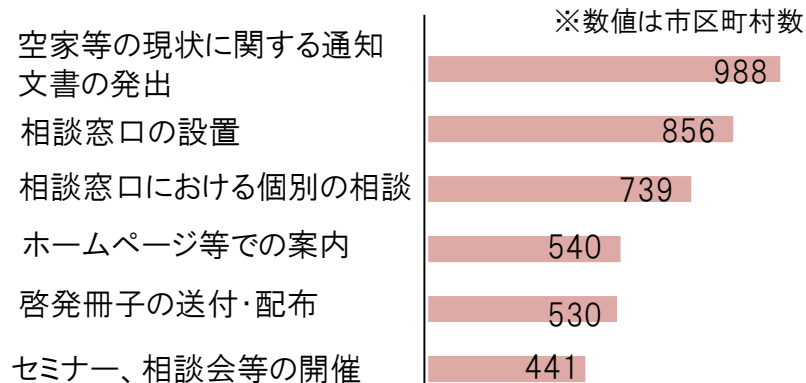
市区町村の報告
に基づく件数

- 空き家の適正管理、活用に関して、概ね6～7割の市区町村で取組が行われている。
- 一方で、特定できた所有者情報を不動産団体等に提供することについては、実施している市区町村が15%程度にとどまっており、今後の課題と捉えられる。

■所有者等に対する管理の情報の提供・助言等の実施状況

	市区町村数
実施している	1,266 (72.8%)
実施していない	472 (27.1%)

<具体的な実施内容>



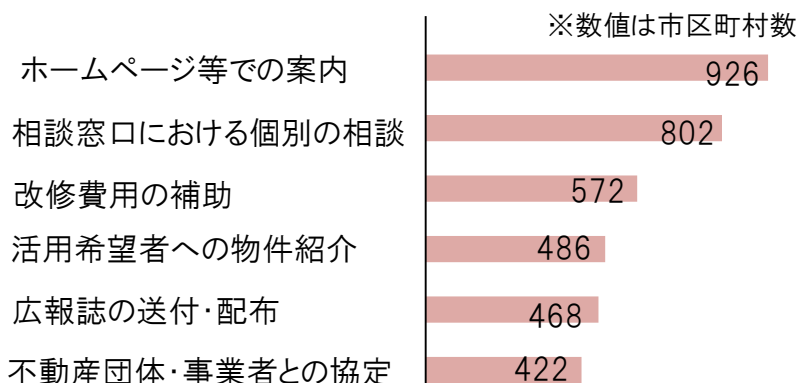
■外部(不動産団体等)に対する所有者情報の提供の実施状況

	市区町村数
実施している	193 (15.5%)
実施していない	1,054 (84.5%)

■空家等及び空家等の跡地の活用等に関する情報提供等の実施状況

	市区町村数
実施している	1,111 (63.9%)
実施していない	628 (36.1%)

<具体的な実施内容>



<参考>

○空き家所有者情報の外部提供に関するガイドライン

(H30国土交通省)

- ・空き家の利活用を図る上で、外部不動産団体等との連携が必要
- ・空き家の所有者本人が同意している場合は、秘密に該当せず、市町村が空き家所有者情報を外部事業者等に提供可である旨の内容

<出典> 令和元年12月実施の市町村あてアンケート調査結果より
(国土交通省・総務省連名)

特定空家等に対する措置(第14条関係)

- 特定空家等に対する措置に取り組む市区町村のうち、約半数が立入調査を行い、特定空家等となるか否かの判断を行っている。
- 特定空家等に対する措置を行う上で、所有者の自主的対応が困難であることや、所有者多数の場合の対策の困難さ、職員のノウハウ不足・マンパワー不足、所有者不明の場合の判断の困難さといった障壁が挙げられている。

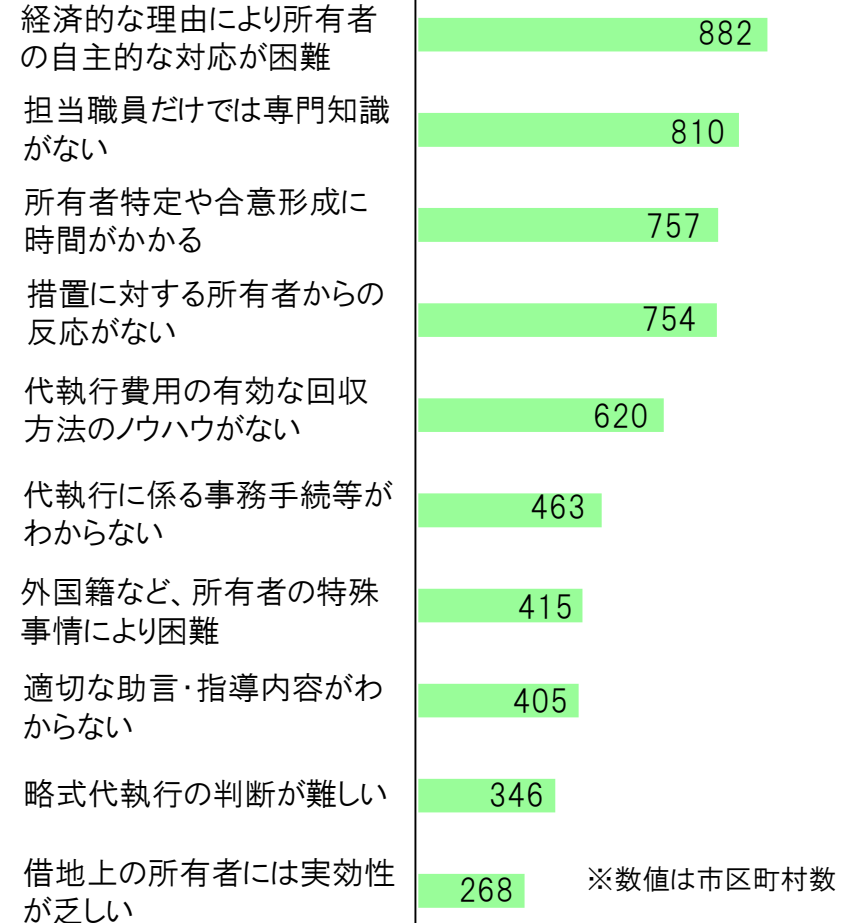
■法14条措置実績

	合計
助言・指導	17,026 (550)
勧告	1,050 (232)
命令	131 (70)
行政代執行	50 (41)
略式代執行	146 (105)

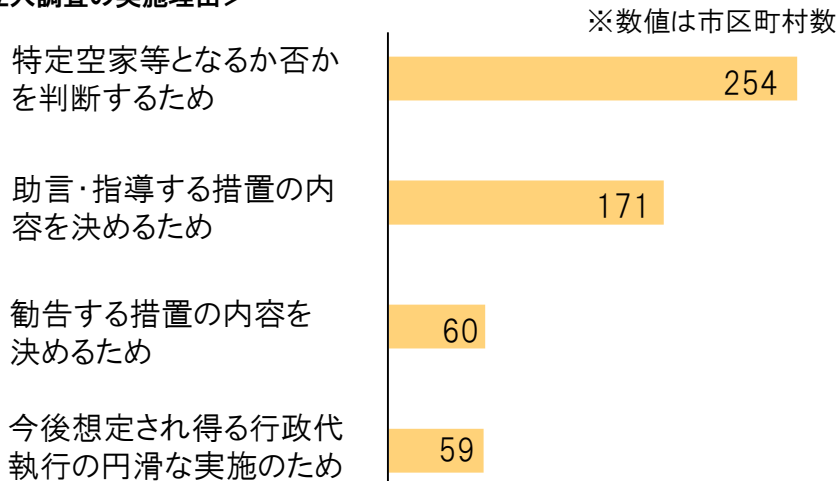
■立入調査の実績

	市区町村数
実績がある	296 (53.8%)
実績がない	254 (46.2%)

■法14条の措置の実施に際し、障壁となっている事項



<立入調査の実施理由>



<出典> 令和元年12月実施の市町村あてアンケート調査結果より
(国土交通省・総務省連名)